

関西労災職業病

関西労働者安全センター

2013. 5.10発行〈通巻第433号〉 200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11 ウタカビル201
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp
ホームページ : <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



- 審査請求で遺族年金不支給処分を取り消し!
せき腫損傷被災者の敗血症による死亡事例 2
- 対ニチアス損害賠償裁判・地労委の闘い 岐阜・奈良・神奈川
全造船ニチアス・関連企業退職者分会／アスベストユニオン 9
- 連載 それぞれのアスベスト禍 その31 古川和子 12
- 韓国からのニュース 14
- 前線から 16
1年ごとに1日の空白の労働契約 非常勤幼稚園教諭、傷病手当金
受けられず 堺／はつりじん肺損害賠償訴訟第18回弁論報告 大阪

4月の新聞記事から/19
表紙／木村亘さんの写真と日記を持つ由美子さん

'13 5

再審査請求で 遺族年金不支給処分を取り消し！

脊髄損傷被災者の敗血症による死亡事例

業務中の転落事故でせき髄損傷となり、車いすでの生活を送っていた方が、辱瘡から感染症を起こし心停止で死亡したにもかかわらず、死亡原因は不明として労災保険の遺族補償を不支給としたケースがあった。せき髄損傷患者の支援団体などによると、せき髄損傷と関連した疾病で死亡したにもかかわらず、労災保険の遺族年金が支給されないケースはしばしばあるという。

まさかの不支給処分

木村瓦（わたる）さんは、電気工事会社で働いていた24歳のとき、地上約5メートルの電柱上から墜落し胸髄を損傷、身体のみぞおち辺りから下が完全麻痺となった。下半身はまったく動かすことはできず、また感覚もない状態だった。労災の障害等級1級となり、障害年金の支給を受けていた。

しかし、障害を負ってからも瓦さんは車いすテニスで試合に出場したり、車が好きで気に入った車種を購入し、自ら運転して外出するなど活動的な生活を送っていた。

せき髄損傷の方は、上肢の筋肉を維持し

ていくためにも、腕が動く限り電動車いすは使用せずに上肢で車いすを操る。ベッドから起き上がるのにも腕を使うし、車いすへの移動にも腕を駆使する。それができなくなると、外出しなくなる方が多いということだ。

木村さんは40歳を過ぎたころ、肩の調子を悪くしてから、徐々に身体の状態が悪くなることになる。

腕が使えないまま便器に移ることができず、トイレも使用することができなくなる。結果として自主的な排便ができないようになっていき、人工肛門をつける手術を受けた。しかしその後感染症を起こすなどして、大腸の半分を摘出する手術も受けた。心肺停止に陥って、ICUに入ったこともあり、45歳ごろには3回くらい死にかけたそうである。その後、回復に向かったが、左坐骨部に大きな褥瘡ができた。元気なときは褥瘡ができるまで治っていたが、その後はこの褥瘡に苦しめられることになる。治療の過程で車いすテニスも医師に止められた。46歳以降、皮弁手術を受けるなどしたが褥瘡が治癒せず、52歳の2011年3月に太ももの皮

膚を移植した。しかし、8月ごろに移植した肉は落ち、緊急で入院することになった。以前にMR SA（＊メチシリン耐性黄色ブドウ球菌、種々の抗生物質が効かなくなつた多剤耐性の黄色ブドウ球菌）に感染していたため隔離病棟で治療を受けた。症状が安定してからは本人が自宅に帰りたがつたこともあり、9月末に退院した。妻の由美子さんが介護福祉士であったので、自宅でも褥瘡の洗浄などのケアが可能であったため、退院が許可された。

自宅に戻ってからは落ち着いていたが、しばらくして熱が出るようになり、10月15日ごろには39度、20日ごろには40度になつたうえ、褥瘡の骨膜から出血するようになつたので、由美子さんは病院に電話をして担当医師に状態を話して相談している。26日、27日は病院で診察を受けて入院させてくれるように頼んだが、MR SAに対応できる病室が空いていなかつたことなどから入院することができなかつた。11月1日にも解熱剤の座薬を使用して熱を下げて、それでも38度の高熱であったが、由美子さんは入院用の荷物も用意して病院に連れて行つた。しかし医師は「病室が空き次第、入院しましょう」とは言つたが、その場では受け入れてくれず、その日も自宅に連れ帰つている。解熱剤が切れると熱は40度を超え、時々目を覚まして言葉を発するが、意識があるのかないのかよく分からぬ反応だつた。由美子さんは熱が少しでも下がることを祈りながら、病室が空いたとの病院からの連絡を待つていた。11月2日の深夜、時々呼吸が止まるようになる。日付が変わつた

2時30分ごろ、瓦さんの呼吸が止まり、由美子さんは救急車を呼んだが、搬送先の千里救命救急センターで亡くなつた。

生前、瓦さんは「俺が死んだら遺族年金がもらえるから」と何度も口にし、世話をしてくれている妻の由美子さんに補償を受け取つてほいと願つてゐた。由美子さんは管轄の北大阪労働基準監督署に労災の遺族年金と葬祭料を請求したが、まさかの不支給決定処分となつた。

労災医員の間違いと監督署の調査不足

由美子さんは2011年11月17日に、北大阪労働基準監督署に労災保険の遺族補償年金と葬祭料の請求を行なつた。不支給決定通知は2012年3月21日付けでなされ、4月9日、審査請求し、大阪労働者災害補償保険審査官の判断は棄却、そして8月12日に労働保険審査会へ再審査請求を行なつた。

瓦さんは脊髄損傷者連合会の大坂府支部に所属しており、その関連で福岡県支部で多くの患者の相談にのつてゐる織田晋平さんを知り、織田さんの紹介で由美子さんは安全センターに連絡をしてきた。

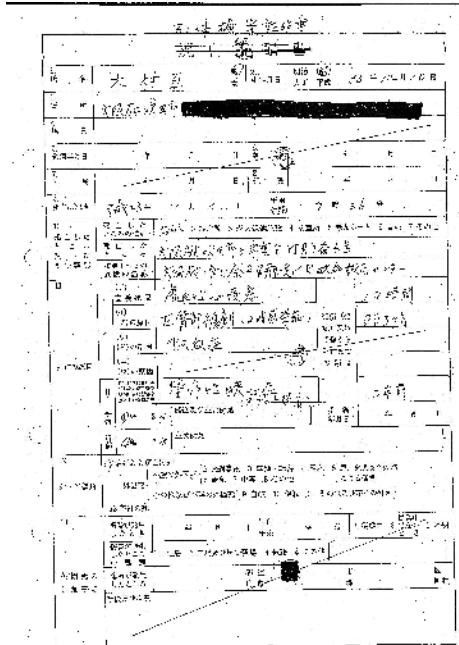
瓦さんの関連資料を見て、私たちは驚いた。

「死体検案証明書」には、「死亡の原因 a 直接死因 虚血性心疾患／b aの原因 左臀部褥瘡（2次感染）／c bの原因 敗血症／d 直接には死因に関係しないが傷病経過に影響を及ぼした傷病名 労作成狭心症（ステント装着）」と記載されている。これを作成した警察医は、瓦さんの左臀部褥

瘡の創面を確認し、妻の由美子さんに死亡前の状態を聞き取りした上で、このように判断していた。

労働省（当時）は1993年（平成5年）10月28日に「せき骨髄損傷に併発した疾病の取り扱いについて」（基発616号）という通達を出している。労災医療専門家会議の小委員会で検討した結論を通達にまとめて、今後の取り扱いを各労働基準監督署に指示したものだ。その中で慢性期の併発疾病を①せき骨髄損傷と併発疾病との間に因果関係が認められるもの、②せき骨髄損傷と併発疾病との間の因果関係が不明確なもの、③せき骨髄損傷と併発疾病との間に因果関係が認められないものの3つに分類し、①の因果関係が認められるものとして25の疾病をあげている。その1番目は「褥瘡」で、「感染症（骨髄炎、化膿性関節炎、敗血症）」も入っている。当然、労働基準監督署はこの通達にしたがって、因果関係を判断することになり、瓦さんのこれまでの病歴でMRSA感染があつたこと、直前の発熱などの全身症状などから判断すれば、警察医のように、感染症から敗血症を起こして心停止に至ったと考えるのが自然だろう。

しかし、労働基準監督署の判断は不支給である。なぜこのような判断にいたつのか見てみると、その根拠は労働基準監督署が相談した地方労災医員の意見にあつた。志水洋二医師は、「受傷時の傷病名と虚血性心疾患の因果関係は認められない」と返答した。「労作性狭心症」でステント留置をうけていることから虚血性心疾患による死亡と推測したことによる。しかし、上記のよう



死体検案証明書

に、虚血性心疾患の原因是敗血症で、そしてそれを起こした原因是褥瘡であるので志水医師の読み間違いであった。その後、監督署は消防署に救急活動時の状況を照会し、由美子さんには電話で「労作性狭心症」と瓦さんの生活習慣や食生活について聴取している。瓦さんは2009年に狭心症でステントを入れる手術を受けていた。しかし経過は良好であつたし、食生活についても下半身麻痺のために空腹を感じないので、時間が来たら食事をしている状態で、また褥瘡治療でここ2年ぐらいは熱をよく出すようになり、食事はあまり取らなくなつたと由美子さんは答えている。

監督署は志水医師に追加した調査の内容を示したうえで、再度、医学的因果関係はあるかどうかの教示を求めた。これに回答する意見書は、「本件は胸骨髄損傷で自宅療養中

の被災者の死因不明の死亡であり、冠動脈ステント留置の既往、臀部褥瘡感染の繰り返しが認められるが、死因との関連は不明である。」となっている。これに基づいて、北大阪労働基準監督署は死因について確定できないことから因果関係が認められないとして、不支給の判断を下した。

しかし、地方労災医員の意見だけの問題ではなく、監督署の調査にも問題があった。労災医員に意見を求める前に、十分な資料を入手していない。瓦さんが通院していた星ヶ丘厚生年金病院の主治医らに照会をかけてはいたが、診療録を取り寄せるとはしていない。また、退院してから死亡するまでの自宅での様子について、妻の由美子さんの聞き取りも行っていなかった。

瓦さんが以前にM R S A 感染したことなどの病歴や、死亡前に高熱が続いている全身症状が悪化していたことなどをきちんと把握したうえで、労災医員に意見を求めていれば結論は違っていたかもしれない。

北大阪労働基準監督署のこの調査不足は、大きなミスである。

それでも大阪労働局での審査請求で判断を変える機会はまだあったが、これもかなわなかった。

間違いを正せない審査官制度

審査請求を担当した大阪労働保険審査官の岡本純一氏は、労働基準監督署の調査段階で収集されなかつた資料を追加で入手している。

病院の診療録を取り寄せ、ステント装着

の手術を行った循環器の医師にも照会をかけていた。妻の由美子さんも審査官へ直接の申立てすることを希望したので、労働局で聴取が行われた。由美子さんは瓦さんのこれまでの褥瘡の治療や細菌感染して骨髄炎を起こしていたこと、また退院してから自宅療養中の症状を説明した。しかし、審査官は由美子さんにその時の日記などの記録提出を要請しなかつた。実は、由美子さんは毎日日記をつけ、バイタルサイン（血圧、脈拍、体温、血糖値）を記録していたのである。このとき審査官は手に入る機会を逃してしまった。

審査官が地方労災員米田正太郎医師に求めた意見書は、資料から、ステントに著変がないこと、最後の入院中の血圧、脂質は比較的安定していたことをあげて、死亡リスクから排除しつつ、「しかし、血糖値は高値であり虚血性心疾患による死亡の可能性はある。」と同時に「死体検案書には敗血症の病名が記載されている。死亡前には高熱を伴っていて、褥瘡感染から敗血症をきたした可能性もある。敗血症からショックを来すこともあり、またD I C（はん種性血管内凝固症候群）を生じることもある。」としつつ結論は「以上のような死亡原因等が考えられるが被災者の臨床データが不十分であり原因を同定することは困難である。」とした。

そのような経過で、瓦さんの死は労災とは関係がないとされてしまったのである。

妻の日記から逆転処分へ

由美子さんは再審査請求で取消決定を勝ち取ることになるのだが、そのときに大きな役割を果たしたのが、彼女がつけていた日記である。

これまでの資料を素直に読めば因果関係は明らかであるにも関わらず、最初に原因不明と労災医員に意見されてしまったために、監督署の担当者も審査官もそれを翻すことが出来ずになってしまったという状態を逆転させるには、新たな情報を示す必要があった。

由美子さんは血糖値について指摘されていたことから、かかりつけのクリニックの検査データと診断書を取ってきていた。それによると血糖値は良好にコントロールされていた。

感染症を起こしていたことについては、これまでの診療録などを事細かに見れば明らかであり、意見書で指摘するしかないかと考えていたところ、由美子さんとの話の中で日記をつけバイタルサインを記録していたことがわかった。介護福祉士でもある由美子さんは、バイタルサインをとり身体の状態をみて看護を行っていた。当時に記録されたものであり、亡くなる直前の瓦さんの様子を示す重要なデータとなる。

再審査請求では、血糖値の検査データおよび診断書に加えて、由美子さんの日記のコピーを提出した。

結果、労働保険審査会は不支給決定を取り消した。

裁決書は、死亡1年前の診療録で褥瘡が相当に悪化し骨髄炎に進行していたこと、主治医らが「死因との因果関係は否定でき

ない」などと意見していること、その前提として死亡6日前の採血でCRP（C反応性たんぱく：炎症反応などで現れるたんぱく質）4.85（に上昇）との記載もあったことから、「被災者が中等症以上の炎症を併発していた」ことを認めたうえで、由美子さんの日記から「死亡までの間、褥瘡や骨髄炎に対する抗生素投与等の処置が十分に行われた様子はうかがえない。その後も直前まで発熱、呼吸ひっ迫、意識混濁の状態が続くなどの症状からみて、炎症が全身へ波及し、敗血症を来たした可能性が高いものと考えられる。」とそれを妥当な判断として、「被災者の胸隋損傷と被災者の死亡との間には、相当因果関係があると認められるというべきである。」と結論づけた。

そして2013年2月4日、労働保険審査会において取消しとの裁決が行われた。

併発疾病認定の難しさ

福岡県脊髄損傷者連合会の織田晋平さんによると、木村瓦さんのようなケースは非常に珍しいことではなく、しばしばあるという。

瓦さんの事例でも分かるように、脊髄損傷の被災者は全身や下半身麻痺の障害に加えて、治療の過程や年を経るに連れて、様々な併発疾病を伴っていくことがわかる。しかし、障害を負ってから経過が長いために、その間に併発した疾病について、それぞれ補償の請求を行わなければならないのをよく分からずに怠ってしまうことがある。また、厚労省に併発疾病と認められているも

脊髄損傷の患者の場合、車いすによる生活や寝返りができないなどから褥瘡ができる。細菌が侵入して感染症で死亡するケースが多いが、同様に労災補償を打ち切る事例が全国で多発しているとされる。男性は木村瓦さん。電

気工事会社社員だった1983年、電柱から転落し、胸付近の脊髄、胸髄を損傷。下半身まで労災認定された。車いす生活となり、しばしば死亡診断書の原因欄に「褥瘡」や「(全身に)菌が回った炎症を起こす」敗血

症」とあり、主治医も胸髄損傷について「因果関係は否定できない」と意見書を出した。ところが、大阪北労働基準監督署は昨年3月、大阪労働局の委嘱医が意見書で、原因は労災に無関係の病気の可能性を指摘したことなどから、「死因が確定できない」と、遺族補償を認めなかつた。妻由美子さんは「血流の悪化で感染症が多発する脊髄損傷の患者の実態を理解していない」として、不服審査を請求したが、大阪労働者災害補償保険審査官も「死」原

脊髄損傷で労災

事故で脊髄を損傷して労災認定された大阪府吹田市の男性が、事故に起因する感染症で死亡したのに、労働基準監督署が労災と死因の関係が不明確との理由で労災補償を打ち切つたのは不适当として、妻が求めた不服審査について、労働保険審査会が因果関係を認め、打ち切り処分の取り消しを決めたことが分かった。患者団体によると、脊髄損傷の患者の補償打ち切りを巡って、行政不服審査で「最高裁」にあたる労働保険審査会で処分取り消しの決定が出るのは珍しいといふ。

【大島秀利】

で、床ずれのように血流が悪化して組織が壊死する褥瘡ができるようにならぬが、胸のつかえがおられた。他の患者や家族もあきらめず、支援団体に相談してほしい」と話している。

全国脊髄損傷者連合会元理事の織田晋平さんによると、同様に審査請求中のケースが他にもあるが、労基署で認められなかつた段階で、あきらめる遺族が大半だ。という。織田さんは「脊髄

労働保険審査会 因果関係認定

感染症死も補償

このため、由美子さんは、「このため、由美子さんは、関西労働者安全センター(大阪市)の支援を受け、労働保険審査会に再審請求。今年2月、「胸髄損傷に併発した褥瘡による敗血症死に至った可能性が高い」と判断し、打ち切り処分を取り消した。

労災では、労災になった原因と関係ない病気などで死亡した場合、遺族補償の支給が認められない。由美子さんは、「『なぜ?』という思いでいっぱいだったが、このため、由美子さんは、関西労働者安全センター(大阪市)の支援を受け、労働保険審査会に再審請求。今年2月、「胸髄損傷に併発した褥瘡による敗血症死に至った可能性が高い」と判断し、打ち切り処分を取り消した。

このため、由美子さんは、

このため、由美子さんは、

このため、由美子さんは、

5月13日(月)

2013年(平成25年)

2013年5月13日 毎日新聞

のだけでも 25 疾病あり、発症経過や他の病気との関係も絡んで、非常に複雑な判断が必要であるために、不支給となる事例もあるということだ。

全国脊髄損傷者連合会（全脊連）九州ブロック連絡会議が作成した労災遺族年金申請についての事例表がある。死亡病名は心筋梗塞、脳出血、肺がん、敗血症、腎不全、間質性肺炎、胃がん、多臓器不全、肝臓がんなど様々であるが、同じように思える心不全や心筋梗塞といった病名でも、支給と不支給が半々くらいである。もちろん、脊髄損傷と無関係な病気で亡くなる場合もあるが、脊髄損傷患者の長期にわたる病歴を考えると、一見、無関係に思われるような病名であっても、ただちに関係ないと考えることはできない。そういう場合は、労働基準監督署の窓口で、死亡の病名を見ただけで関係ないと言われて請求をあきらめてしまう遺族も多く、請求行為を行わなかった場合もあると言う。

例えば、肺炎で死亡した方の遺族年金がやはり不支給になった事例が織田さんからの資料で紹介されている。肺炎は併発する 25 疾病にあがっている病名である。この方もやはり褥瘡を大小 5ヶ所併発しており、褥瘡から菌も出ていた。肺炎で集中治療室

に入った後、MRSA 菌が出たため、無菌室で治療したが最終的に肺炎で亡くなった。明らかに MRSA による肺炎と考えられるが、労働基準監督署、労働保険審査官の段階ではだめだった。織田さんが MRSA に感染するに至る治療経過やせき損との関係性を整理して意見を申し立てるようアドバイスし、再審査請求で不支給処分が取消となっている。

このような事例を織田さんはいくつも経験しているという。

しかし、実際に不支給処分を受けた場合、とても患者や遺族だけでは決定を翻させるのは難しく、全脊連の織田さんのような方や労災職業病センターのサポートが必要だろう。

織田さんは、病歴が長くなるとカルテが病院に残っていない場合もあるので、カルテを保存しておくことや、普段から全ての病歴を記録しておくことを勧めている。

全国でどのくらいの方がこのような杜撰な不支給処分に苦しんでいるかは分からぬが、木村さんのケースはまれなケースではないようだ。脊髄損傷者のこのような問題も、今後取り組んでいかなければならぬ。

安全センター情報

全国労働安全衛生センター連絡会議の機関誌「安全センター情報」は、運動・行政・研究など各分野の最新情報の提供、動向の解説、問題提起や全国各地・世界各地の状況など、他では得られない情報を満載しています。●一部 800 円
●申し込み：Tel 03-3636-3882/Fax: 03-3636-3881
E-mail: joshrc@jca.apc.org URL: http://www.jca.apc.org/joshrc/

対ニチアス損害賠償裁判・地労委の闘い

岐阜：裁判長交代、じん肺悪化で損害再主張

奈良：医師意見書提出で損害主張

神奈川・奈良県労委の闘い進む

全造船ニチアス・関連企業退職者分会／アスベストユニオン

管理4にじん肺悪化

日本最大のアスベスト企業であるニチアス（旧・日本アスベスト）に対する闘いは、昨年の札幌地裁大谷訴訟における全面勝利和解を経て、岐阜・奈良・岡山地裁での損害賠償訴訟、神奈川県・奈良県労委での不当労働行為救済申し立て（不誠実団交）の取組みが進んでいる。（本誌2013年2月号参照）

岐阜地裁では、原告山田益美さん（石綿肺管理2・合併症なし）とTさん（石綿肺管理4、労災療養中）の損害賠償請求訴訟が闘わされており、山田訴訟については、2月4日の和解決裂を受けて、4月18日に最終準備書面を提出し、4月から交代した新裁判長のもとで次回結審するものとみられていたのだが、新たな動きがあった。

実は、山田さんの呼吸器症状が徐々に悪化傾向にあり、今年1月の健診で呼吸機能の著しい低下がみられたため、岐阜労働局に改めてじん肺管理区分隨時申請を行ったところ、4月10日付で「じん肺管理4、要療養」の管理区分決定が下された。

その結果、訴訟において「管理2、合併症なし」（労災認定はされない）を前提に賠償請求していた山田さんの「損害」は、さらに大きなものに変化したため、原告側は、4月18日に準備書面を提出するとともに、損害について改めて主張することを裁判長に申し立てた。

原告側の損害再主張を受けた被告側の主張が行われると想定されるため、6月7日午前10時からとなった次回弁論において結審するかどうかが微妙な状況となった。

一方、1995年3月31日の定年退職時にじん肺管理3イだったTさんが、当時ニチアスの見舞金規程に基づいて600万円を受領したもの、現在、管理4まで石綿肺が悪化したことにもとづいてニチアスに対して改めて、アスベストユニオンとニチアスとの団体交渉において、補償を要求したことに対して、ニチアスが「600万円支払い時、Tさんは領収証兼念書もサインしている。その領収証兼念書には『私を始め家族の者よりじん肺に関し、いかなる事情が生じても補償等につき何等一切の異議を申し立てないことを確約いたします』と書かれている。

よって、Tさんの今回の損害賠償請求は無効だと、Tさんとアスベストユニオンの要求を歯牙にも掛けなかったために提訴せざるを得なかつたのがTさんの訴訟だ。

4月18日には原告側から、Tさんの二チアス羽島工場におけるアスベストばく露の事実や領収証兼念書の文面は無効であることについて準備書面を提出した。

1995年当時の600万円の支払いは、見舞金

規程に基づいて支払われており、訴訟ではこの見舞金規程の内容と効力が問題になるとみられる。

管理4の患者には2500万円以上の見舞金が支払われている中で、将来、さらに悪化し、最悪死亡する可能性も高い「じん肺有所見退職者」に対してこのような念書を押しつけていることは、社会的に許されることではない。

毎日新聞

第46856号

岐阜版

石綿被書の文書提出命令

奈良地裁 時期、作業内容

大手耐火材メーカー「二チアス」の王寺工場（奈良県生駒市）の元従業員さんが、業務中にアスベスト（石綿）を吸い健康被害を受けたとして同社に損害賠償を求めている訴訟で、奈良地裁（板谷一裁判長）が同社に対し、王寺工場で勤務し石綿による健康被害を受けた可能性がある労働者の就業時期、作業内容などを示す文書の提出を命じる決定をしたことが分かった。対象者数が石綿労災の認定審査（11年度末で85人）を大幅に上回るのは確定で、文書を分析すれば被害興味の明確なほど立つ可能性が高い。支援団体は「早期的な司法判断だ」としている。

【大久保晶】

決定は4月31日付。原告側が「工場内で石綿が飛散していた場所や時期を明らかにするために必要」として、被る業務にて定期間從一役立てることができ事すれば症状の有無にかかるらず交付される「石綿健康管理手帳」の申請箇所へ労災申請時に作成する「労災補強申立て」とな。労働者の職歴などが記されており、被害者が大い時期や作業内容などを明確に記す。二チアス損害賠償訴訟 大手耐火材メーカーは、石綿肺などのじん肺の症状の有無や重さの程度を国が示した「じん肺管理区分決定通知書」マニュアルを直接住民への注意喚起なども即時抗告した。「二チアスが提出を命じた地裁が飛散していたたかを推定するためには、石綿肺などのじん肺の症状の有無や重さの程度を国が示した「じん肺管理区分決定通知書」マニュアルを直接

これが明らかとした。

石綿被書を送り国や一部企業がこれまでに開示した情報は、中業の労災認定数や石綿を使用していた期間なども明確になっていた。王寺工場も同様の結果しか明かにしていない。

支援団体「関西労働者安全センター」の片岡明彦事務局次長は、「二チアスの決定は、地裁の決定ほどの透明度の場所で石綿が飛散していたかを推認する資料となり得る」とないと闇うつ語った。

スク管理）も「石綿被書の義務を説明する上で貴重な資料となる」と指摘する。

二チアス側は大阪高裁に即時抗告。一部に開示が認められなかつた文書があり、原告側

アスベストは「決定のどの点が不服かについては今後主張していくので、現時点ではコメントできない」として

2月15日(金)

2013年(平成25年)

2013年2月15日 每日新聞

Tさんの訴訟は、ニチアスの姑息で欺瞞に満ちた補償政策を是正せしるという面で極めて注目されるべき訴訟だ。

文書提出命令で応酬、損害を主張

奈良地裁では、3月4日の弁論を踏まえて、4月19日付で原告側から原告3名（胸膜プラーク2名、良性石綿胸水1名）の損害についての水嶋潔医師意見書などを提出した。

一方、奈良地裁が1月31日付で、一部を認めた原告申立の文書提出命令については、大阪高裁への即時抗告をめぐって書面での応酬が続いている。

次回弁論は、6月20日13時30分から、奈良地裁101法廷。

地労委闘争進行中

ニチアスは、岐阜羽島においてアスベストユニオンに対して、奈良においてはニチアス・関連企業退職者分会に対して団体交渉に応じてきたが、「個人の損害賠償請求にかかることが義務的団交事項である。補償にかかる社内規定の内容などは明らかにしない。」などと極めて不誠実な姿勢を続けたため、それぞれ、神奈川県、奈良県の地方労働委員会に不当労働行為救済申し立てを行い、新たな闘いを始めている。

団交においてニチアス側は、代理人弁護士3名が同席、ほとんどの応答を弁護士が行い、会社担当者はほぼだまって座っているだけ、しかもその弁護士たるや不誠実き

わまりない応答を繰り返すという有様で、破廉恥きわまりないのだ。

ニチアスは、神奈川ではその弁護士に会社側証人として証言させるというのであるから呆れるほかない。

さらなるご支援を！

ニチアスとの闘いは本誌2月号で報告したように、岡山地裁においてニチアスの下請け企業「ナカハラ」（旧中原築炉）の元男性労働者が石綿肺管理4と肺がんについての損害賠償をナカハラとニチアス相手に求める裁判が闘われている。

韓国の釜山でのニチアスの合弁企業が起こしたアスベスト被害についての被害の元凶であるニチアスなどを相手取った損害賠償裁判の控訴審も闘われている。韓国はじめアジア各国に進出し石綿製品を作り続けたニチアスは、釜山の一審では免罪されたが、控訴審の行方が極めて注目されている。

ニチアスに対する闘いはブラック石綿企業ニチアスに鉄槌を下す闘いであり、同時に、プラーク有所見者を含むすべての石綿被害者への正当な補償と救済を社会的に広く実現するための闘いの一環でもあり、韓国などアジアのアスベスト被害者と連帯する闘いだ。

皆さんのご支援と注目を訴える！



連載 それぞれのアスベスト禍 その31

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 古川和子

元学生運動家の死

2011年の秋、関西安全センター事務局長西野さんの紹介で一件の相談が寄せられた。相談者T子さんの弟のM氏（当時64歳）が肺がんで死亡したという。肺がんという病気は珍しくはないが、M氏は多数の胸膜プラークと肺の纖維化が有った。M氏の肺がんが発見されたときは既に末期状態で、詳細な検査も出来ないままに死亡した。

しかし主治医の「これはアスベストが原因の肺がんです」という言葉を手掛かりに私の元に相談が入ってきたのだ。労働災害の可能性も含んで聞き取りを行ったが、M氏の職歴は事務職で、その職務からアスベスト曝露の可能性は無かった。

いつものことながら、相談者の過去に遡って聞き取る事は困難だ。ましてやご本人が既に逝去されている場合は至難の業である。更にM氏は独身だったので、姉であるT子さんがM氏と共有した時間が限られていた。その様な状況の中でもT子さんは懸命にM氏との記憶を思い起こしてくれた。

M氏は1946年に広島県尾道市で産まれた。地元の高等学校を卒業後は大阪市立大学に入学して、週のうち大半を地域の学生サークル活動に従事した。M氏の大学時代の同

級生の話では「はじめで正義感が強かった」という。その様なM氏は、大学3年の時に東京で大きな集会に参加し、騒動の最中に怪我した。そして怪我が原因で、軽度の障害が残ってしまったという。身体だけでなく精神にも大きな傷を残したM氏が怪我の回復後は、簡単な事務作業を行う仕事に就いた。

M氏の職歴調査を行いながら環境被害も調べてみたら、大阪府八尾市にある石綿製品製造工場の500m以内の居住歴が判明した。しかしこの工場からの曝露と特定するに至っていない。職業曝露も視野に入れて調査すると、かつて勤務していた倉庫会社の倉庫内に高濃度のアモサイト（茶石綿）と呼ばれる毒性の強い種類のアスベストが吹き付けられていたことが解った。早速、倉庫会社にT子さんと共に聞き取りに行ったが、倉庫の吹き付けアスベストは2005年のクボタショック以後に既に撤去していた。

倉庫会社でのM氏の職務内容は、電話で注文を受けた後に、気送管（きそうかん）或いはエアシューターと呼ばれる専用の筒の中に書類を入れて別棟にある倉庫に送っていた。エアシューターとは、管の中を圧縮空気もしくは真空圧を利用して輸送する手段である。イギリスで1854年、ドイツで1872年、フランスで1875年、アメリカ合衆国で



アスベスト撤去済みの天井



エアシャワー

1876年、実用化された。日本では明治42年、東京江戸橋郵便局と兜町株式取引所の間、江戸橋郵便局と神田郵便局との間に装置されたのが最初である。

書類は送るだけでなく、受け取りも行っていた。ではその空気の中に、倉庫内で飛散したアスベストが混入していたのでは？…と、ここまで誰でも考える事だ。しかしその当時も今も、空気の取り入れ口が倉庫の屋外に有ったと会社は主張している。

「弟は一体どこでアスベストを吸ったのでしょうか」と繰り返すT子さんの疑問に応えられずに苦慮していたところ、環境再生保全機構から「石綿肺がん」の認定通知が届いた。「石綿による健康被害救済法」の肺がん認定基準はとても厳しい。その認定基準をクリアしたのだから紛れも無くアスベスト曝露があると確信を得たものの、調査は進展していない。

先日、アスベストセンターと中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会が環境省に対して申し入れを行った。その内容は「本年3月29日、『大気汚染防止法の一部を改正する法律案』が閣議決定されました。この改正案については、石綿除去作業での規制を強

化し、石綿の飛散を防止するためのものであることから、私たちとしては基本的に賛成です。一方、これまでに多くの石綿除去工事での漏洩事故が発生し、作業者と住民が石綿曝露を受けており、その状況はこの数年で悪化していると言わざるをえず、抜本的な規制の強化が喫緊の課題となっています。そのため大気汚染防止法の抜本的改正による石綿除去作業の規制の強化のために以下の事項を申し入れます。」というものだ。

その席上で私は「近年、曝露原因不明の患者さんも増えています」と石綿飛散防止を訴えた。M氏の事例も決して例外ではないと考えている。労働災害なのか石綿工場の周辺曝露なのか、或いは学生運動で出入りしていた何処かで曝露したのか、今も私の心に宿題として残っている。

石綿による肺がんの労災認定基準は「10年間の曝露」という要件がある。その要件では倉庫会社の勤務期間（約7年間）に合致しなかった。しかし環境再生保全機構の認定基準では曝露期間を問わない。M氏が環境再生保全機構の認定を受けたという事は、10年未満の短期間の曝露だった可能性もある。再度可能性を模索してみよう。

韓国からのニュース

■発癌物質に無防備に曝露される鉄鋼労働者／金属労組の調査結果、铸物労働者がベンゼンに曝露

16日、金属労組は労働環境健康研究所に依頼して、昨年、現代製鉄の仁川、浦項、唐津工場、現代ハイスクの唐津、順天工場、現代BNGスチールなど、労組所属の鉄鋼事業場を対象に実施した発癌物質実態調査の結果を公開した。

調査の結果、現代製鉄仁川工場で、铸物を作るために溶けた鉄を注ぐ時、熱分解の産物としてベンゼンが発生している事実が確認された。ベンゼンは血液癌を誘発する1級発癌物質で、铸物砂を固めるために使う硬化剤から発生すると調査された。

キム・シンボム労働環境健康研究所・産業衛生室長は「ほとんどの鉄鋼事業場が、铸物作業の時に、局所排気装置を設置しておらず、铸物作業をする全ての労働者がベンゼンに曝露していると推定される」と指摘。

現代製鉄の仁川、浦項工場で熱処理などの作業で使われる試料を採取した結果、使用禁止の石綿が含まれている事実も明らかになった。

現代ハイスクの唐津工場の場合、鋼板の製造過程で使う塗料に、1級発癌物質の6価クロムとニッケルの化合物が含まれていることが確認された。これらは咽喉癌と喉頭癌を誘発する。しかも、鋼板製造の作業場には局所排気施設が設置されてはいたが、まともに作動しておらず、目が痛いほどだった。

現代BNGスチールの工場では、食道癌と喉頭癌を誘発する圧延オイルが圧延機のフードから飛び出て空中を飛んでいるなど、管

理が不十分だった。カナダなどでは圧延オイルや切削オイルなどの金属加工オイルに曝露した労働者が、食道癌や喉頭癌に罹った場合は労災に認定する程、毒性の強い物質に分類されている。

労働環境健康研究所が調査対象工場の工業用ソルベントを分析した結果、15個の製品のうち8個からベンゼンが検出され、1個は基準値(0.1%)を超過した。しかし調査対象工場で使われた製品のMSDSは不十分だった。調査の過程で発癌物質が含まれた152個の製品を回収したが、この内の67個の物質だけが発癌性表示になっていた。

ク・チャファン雇用労働部・製造労災予防課事務官は「事業主は労組が調査した内容を意味があるものとして受け容れ、自発的に有害性を見付ける努力をしなければならない」とし、「政府はMSDSに対する監督を毎年持続的に実施する」と話した。2013年4月17日 每日労働ニュース キム・ハクテ記者

■労働界、労災死亡労働者追慕週間宣言／22～28日リレー追悼行事、25日「最悪の殺人企業選定式」

28日の世界労災死亡労働者追慕の日を前に、労働界と市民社会団体が追慕週間を宣言した。22日から28日まで、様々な追悼行事を行う。

4・28世界労災死亡労働者市民追慕委員会は22日午前、ソウル徳寿宮大漢門前で記者会見を行い、『4・28世界労災労働者追慕週間』を宣言した。市民追慕委は「全世界で毎年234万人、一日6300人の労働者が、企業の利潤追求のための犠牲になっている」とし、

「どんな戦争の犠牲者よりも多くの労働者が傷ついたり死んでいるが、特に韓国の状況は深刻だ」とした。我が国は経済協力開発機構(OECD)会員国の中で、メキシコ、トルコと共に労災死亡1位を争っている。雇用労働部の労災統計によれば、昨年労災で命を失った労働者は1864人にもなる。

市民追慕委は27日午後、ソウル駅で市民と一緒にする追慕文化祭を行う。天主教、曹溪宗、キリスト教など、宗教界のリレー追悼行事も大漢門の前で行われる。民主労総は22日正午に大漢門の前で『阿修羅コンサート』を開催し、『4月労働者健康権争奪闘争の月』の行事を続ける計画だ。24日には国会図書館で『労災死亡処罰および元請け責任強化法改正方案討論会』も行われる。25日には労災死亡対策作りの共同キャンペーン団が主管する『2013最悪の殺人企業選定式』が行われる。韓国労総は26日、労災犠牲者慰靈塔があるソウルのボラメ公園で、第13回被災労働者の日の追慕祭を開催する。

2013年4月23日 毎日労働ニュース キム・ミヨン記者

■最悪の殺人企業『漢拏建設』、サムスンは特別賞と二冠王／漢拏建設、無理な費用削減で労働者14人が命を失う

労働健康連帯と韓国労総、民主労総、ハン民主統合党議員、シム進歩正義党議員、毎日労働ニュースが共催するキャンペーン団は25日午前、ソウルの清渓広場で『2013最悪の殺人企業選定式』を行い、昨年最も多くの労働者を死に追いやった企業の順位を発表した。

キャンペーン団は雇用労働部が国会に提出した『2012重大災害発生現況報告資料』を分析した結果を基に、14人の労働者を死亡させた漢拏(ハルラ)建設を最悪の殺人企業の1位に選定したと発表した。キャンペー

ン団によれば、漢拏建設が元請けをした建設現場で昨年9月と10月、それぞれ交通事故と狭窄事故で2人の建設労働者が命を落とし、同年12月にはソクチョン建設に下請けさせた蔚山新港の近海防波堤築造工事の現場で、12人の労働者が一度に亡くなる大事故が起きた。事故当時、蔚山港湾庁は作業船のソクチョン36号に、気象悪化を理由に3度にわたって帰港を薦めた。しかしソクチョン36号はこれを無視して無理に作業を強行し、結局作業船が沈没して乗船者24人の半分が死亡・失踪する惨事が起った。

最悪の殺人企業2位には8人が亡くなったGS建設で、2006年と2010年にも最悪の殺人企業に選ばれたことがある。昨年死者4人を含む28人の死傷事故を起こした景福宮美術館の火災事故はGS建設が元請けしている建設現場で発生した。3位はポスコ建設(7人死亡)、共同4位はテヨン建設(6人死亡)と大宇建設(6人死亡)だった。

製造業部門では、ダイオキシン爆発事故で8人の労働者が一度に亡くなったLG化学、亀尾でフッ化酸素漏出事故を起こしたヒュブグローバル(5人死亡)、接着剤生産企業のアミコート(4人死亡)、ポスコ(3人死亡)が選ばれた。

ネット市民の投票で選ぶ特別賞には、サムスンが昨年続いて今年も選ばれ、二冠王の不名誉を記録した。2013年4月26日 毎日労働ニュース キム・ミヨン記者

(翻訳：中村 猛)



前線から

1年ごとに1日の空白の 労働契約

非常勤幼稚園教諭、傷病手当金受けられず

堺

2008年4月より堺市で幼稚園の非常勤教諭として勤務していたMさんは、雇用契約期間を6ヶ月として勤務していたところ、2回目の契約期間の終わりに近づいた翌年3月に、3回目の雇用契約のためには1日空けなければならないといわれ、3月31日を空けて4月1日より3回目の6ヶ月雇用契約を結んだ。もちろん、実際の勤務自体は継続したもので、Mさんは気に留めることもなかった。

ところが、そのように勤務を続けていた2010年4月になって赴任先が新たな幼稚園となったところ、その上司である園長らとの人間関係の影響が主因となってうつ病を発症することとなってしまった。6月頃より休業、療養を余儀なくさ

れたMさんは、そのまま職場に復帰することなく、同年9月をもって雇止めとなり、退職せざるを得なくなつた。

Mさんは在職中は非常勤職員であったため、協会健保の被保険者であり、在職中の休業開始であるため、退職後も傷病手当金を受給できるはずであった。ところが雇用契約の更新時に、1年に1度は空白の1日を空けるため、被保険者期間に連続した1年という要件を満たさず、結局、実態としては2年半の連続勤務があつたにも関わらず傷病手当金の受給ができなかつた。

このことからMさんは、うつ病の原因が上司との職務上の人間関係にあることから公務災害としての認定

請求を地方公務員災害補償基金の同市支部に求めたところ、公務外決定を受ける。理由は、認定基準にいう「ひどいいじめ」にまでは該当しないというものだった。その後、審査請求の段階で安全センターに相談、審査会ではハラスメント事案で所属長の意見のみでの審査は不適当と、被災者の新たな聞き取りと同僚への調査を実施、結果的には棄却決定を受けることになった。

Mさんの事案については、公務上外の判断の問題もさることながら、雇用契約における堺市側の脱法的な事務手続のため、被災者が著しい不利益をこうむっているという問題が浮かび上がってくる。今後の取り組みとしては、審査会の棄却決定を受け、公務災害補償の取り組みはひとまず置いて、雇用契約問題を含めて損害賠償請求訴訟の準備を開始している。

意外に地方自治体における脱法的な労働契約が存在している実態に対し、泣き寝入りが繰り返されることがあつてはならない。

はつりじん肺損害賠償訴訟 第18回弁論報告

大 阪

今回は右陪席が交替していた。提訴時の裁判官構成はどのようなものだったのか、今となってはさっぱり覚えていない。

もともと傍聴が裁判官の名前など知ることもなく、また、どの裁判官も同じ法服を着ていることもあり、年齢層や性別くらいの区別しかついていなかった…と書くと、原告の多くが元請の監督のことをよく覚えていないことと大差ないような気もする。

前回の弁論報告でも触れたが、現在の裁判長は原告・被告双方に次回期日までに主張するべき内容を毎回提示し、今のところその通りに進められている。今回は初めて宿題が求められていなかっただけ、主張はほぼ完了、いよいよ本人尋問が始まるものかと思われた。ところが、3月21日の進行協議直前に被告各社共同の意見書が提出される。

る主張

8. 損害論
9. 立証準備

の9点である。進行協議では、この意見書をベースに議論が行われ、原告としては論点の1～4については主張が完了しているものの、この範囲で主張が不十分な原告については補充の書面を提出する。

7の共同不法行為に関しては、現在訴訟に関係している被告が連帯して全損害に対する責任を負う理由について「共同不法行為」という考え方を2年も前に提示している。しかし、その論拠について改めて主張することになった。

被告意見書（井垣意見書）

被告長谷工コーポレーションの代理人である井垣弁護士は、もともと裁判官だったそうで、九州のトンネルじん肺訴訟で判決を書いたことがあるという。この弁護士が文責となって被告共同の意見書が提出された。その内容は、主要な論点とそれに対する原告・被告の主張状況をまとめたものであった。論点は、

1. 原告らの就労状況
2. はつり作業の具体的状況
3. 原告らの所属はつり会社についての情報
4. 安全配慮義務を問う要件としての各事実
5. 原告らの本訴請求期間以外の就労状況
6. じん肺発症メカニズムについての医学的知見に基づく、予見可能性、因果関係
7. 共同不法行為に関する主張

4月11日弁論期日

今回の弁論において、原告が次回期日までに主張を完了すること、また、これを受けて次々回に被告が反論を提出することが決定された。しかし、長谷工の井垣代理人は、「今まで原告の主張が遅れてきたために進行が遅ってきた。本当に5月30日までに提出されるのか」と発言し、次々回期日までに反論ができる

かどうか分からぬとい
う。

進行の遅れは原告に非が
あるという表現は井垣意見
書にも見られるが、実際に
は原告は常に裁判所の訴訟
指揮に従って主張・立証を
行っており、むしろ被
告の方が原告からの求釈明
に対応せず進行を遅らせて

きた経緯がある。各原告の
主張補充、および総論につ
いての議論を整理すること
にそれほど時間を要するわ
けではない。批判されるべき
は被告の姿勢であり、今
後は迅速に対応してもらい

たい。

西松建設、またも出廷せ ず

今回も西松建設代理人は
不出廷。これで1年以上、
6回連続の欠席となる。

次回期日

5月30日(木)15:00~ 大阪地裁 大法廷

メンタルヘルスの労働相談

メンタルヘルス・ケア研究会 著



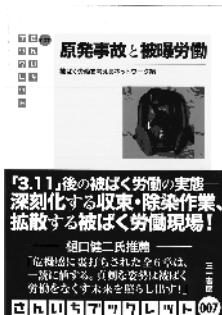
職場いじめ、パワハラ、セクハラ、うつ、自殺願望の労働相談が急増している。その背景には、リストラや倒産、サービス残業などの長時間労働、成果主義賃金などさまざまな要因が絡み合っている。個人的に起こっている問題は会社的、社会的な問題なのだ。

本書は、SOSを発している相談者に寄り添い、相談を受ける側の心構え、相談の仕方、会社との交渉、労災申請、会社の協力の下での職場復帰プロセス、アフターケアなどを具体的に分かりやすく解説。メンタルヘルス・ケアの労働相談マニュアルの決定版であるとともに、相談当事者・関係者必携の書！（2011.7）

緑風出版 四六判上製／244頁／1800円

原発事故と被曝労働

被ばく労働を考えるネットワーク編



本書は「被ばく労働を考えるネットワーク」準備会がネットワーク立ち上げに当たって2012年4月22日に開催した「どう取り組むか被ばく労働問題 交流討論集会」での発言を中心にまとめられたものである。

原発で起こっていること、事故で拡散する被ばく労働の実態の一端を知るために必読の1冊

さんいちブックレット007 発行 株式会社三一書房 1000円+税

4月の新聞記事から

4/1 女子学生にセクハラをしたとして、阪南大学が国際観光学部の谷口広之教授を停職6カ月の懲戒処分。昨年12月、飲み会の席上で女子学生に身体的な接触をしたという。

4/2 大阪労働局が「サンヨー・シーフィピー」を労働安全衛生法違反容疑で強制捜査した。容疑が固まれば、同社などを同法違反容疑で書類送検する方針。大阪労働局の職員は段ボール約10箱を運び出した。家宅捜査終了後、山村健司取締役は「必要とされる書類は全て提出した。全面的に捜査に協力したい」と報道陣に語った。サ社の代理人の弁護士は「これまで同様、調査及び捜査に協力していく」とのコメントを発表した。発症した元従業員らは記者会見を開き、「強制捜査は当然。安全対策について、社長ら取締役と中間管理職の間でどうしたやりとりがあったのか解明してほしい」などと話した。

4/10 女性職員にわいせつな行為などを繰り返したとして懲戒解雇された和歌山県立医大医学部の元男性教授(50)が、同大と同大理事長を相手取り、解雇処分の無効と慰謝料計1650万円を求めて和歌山地裁に提訴した。

4/13 兵庫県淡路島付近を震源とする強い地震が発生しけが人が相次いだ。震源地は淡路島付近で、震源の深さは約10キロ、マグニチュードは6.0と推定。正午までのけが人は重傷7人、軽傷16人の計23人。

4/16 脳脊髄液減少症が労災事故によって発症したかを争点とした訴訟の判決で、和歌山地裁は、2011年に国の研究班が作成した新診断基準などを基に、和歌山県内の元配管工の男性(42)について「髄液漏れの蓋然性が高い」とした上で、事故との因果関係を認め、男性が求めていた障害補償年金の支給決定(障害等級2級)を国に命じた。患者団体によると、同症を巡る労災訴訟で、国に労災認定の見直しを命じるのは全国初。男性は02年9月7日、和歌山市内のマンション建設現場で作業中、落下してきたケーブルで首を負傷。頭痛や全身の痛みに悩まされ、徐々に手足が動かなくなり、06年に「労災事故による外傷性の脳脊髄液減少症に伴う四肢麻痺」と診断された。

「クラレ」の工場でアスペクトを扱って肺がんで死亡したとして、下請け会社「山陽断熱」の元従業員の遺族らが両社に総額2億900万円の賠償を求めた訴訟の判決が岡山地裁であった。裁判長は「安全配慮を怠った」として山陽断熱に計約1億3200万円の支払いを命じた。発注元のクラレの責任は認めなかった。原告は元従業員5人の遺族14人と治療中の元従業員2人の計16人。元従業員5人は1955~2007年、岡山県倉敷市などにあるクラレの工場で保温材除去作業などに従事。肺がんや石綿肺で1992~2010年に死亡した。元従業員2人は肺がんや胸膜が厚くなる「びまん性胸膜肥厚」になり治療を受けている。

水俣病と認められなかつた熊本県水俣市の女性の遺族が県に認定を求めた訴訟の上告審判決で、最高裁第3小法廷は水俣病と認めた2審福岡高裁判決を支持し、県側の上告を棄却した。遺族の勝訴が確定。最高裁による水俣病患者認定は初めて。裁判官5人全員一致の意見。小法廷では水俣市出身で大阪府豊中市の女性が水俣病認定を求めた訴訟についても判決を言い渡し、原告敗訴と

した2審大阪高裁判決を破棄した。審理を同高裁に差し戻し、この日示した枠組みに基づいて水俣病かどうかが更に審理を尽くすよう求めた。

関西電力大飯原発3、4号機を巡り、関西の住民らが関電を相手取って運転停止を求めた仮処分申請で、大阪地裁は住民側の申し立てを却下する決定をした。裁判長は「合理的な安全基準を満たし、具体的な危険性も認められない」と判断した。東京電力福島第1原発事故後、原発の安全性を巡る初の司法判断となつた。住民側は大阪高裁に即時抗告する方針。住民は関西2府4県と福井、岐阜県の計262人。

4/18 強盗殺人罪などに問われた被告に死刑を言い渡した今年3月の福島地裁郡山支部の裁判員裁判で、裁判員を務めた福島県の60代女性が証拠調べで見た遺体のカラー画像などが原因で不眠症や食欲不振に陥り、「急性ストレス障害」と診断された。女性側は国に制度の見直しを求めるため、慰謝料など計160万円を求める国家賠償訴訟を仙台地裁に起こす構え。昨年5月末までの「裁判員メンタルヘルスサポート窓口」の利用件数は電話や電子メール、面接など計163件。うち123件がメンタルヘルスに関する相談で、昨年5月まで約1年間では医療機関を紹介した例が2件あった。

4/19 山梨大は女子学生にセクハラなどをしたとして、同大院教育学研究科の50代男性教授を同日付で減給1カ月の懲戒処分にしたと発表した。教授はいずれも事実を認め、反省の弁を口にしている。

政府は閣議で精神障害者の雇用を企業に義務付けることを柱とした障害者雇用促進法改正案を決定した。身体障害者に加えて知的障害者の雇用を義務付けた1998年以来の大幅な制度改革となる。企業の準備期間を考慮し、義務化の実施を5年後の2018年4月とした。

4/22 サンヨー・シーフィピーの現元従業員17人が胆管がんを発症した問題で、発症者のうち13被害者(6患者、7遺族)が「胆管がん被害者の会」を結成した。今後、未解明の事実の解明や補償交渉などに取り組む。記者会見で21日にサ社の山村憲唯社長ら同社幹部と話し合いの場を持ち、山村社長が初めて直接謝罪したことを明らかにした。昨年5月の問題発覚後、同社側が元従業員や遺族に直接説明し謝罪するのは初めて。

4/24 バングラデシュの首都ダッカ近郊で8階建てビル「ラナ・プラザ」が倒壊、死者は350人以上、負傷者も2000人に達した。なお約600人が安否不明という。警察はビルに入居していた縫製工場の経営者2人を逮捕した。ビルで事故前日に多数の亀裂が見つかり、警察が避難を指示したが、経営者側は拒否し不安がる従業員を強制的に働かせたという。

4/26 さいたま市職員だった前澤史典さん(41)が平成23年に自殺したのはパフハラによる精神疾患が原因などと、父親が公務災害認定を申請した。市への損害賠償請求も検討する。史典さんは23年4月にさいたま市西部環境センターに異動したが、同僚男性の暴力や暴言などで心労が重なり、うつや精神疾患を併発した。同年12月には極めて深刻な鬱と診断され、主治医は直ちに休業するよう指示。診断書を提出後もセンター側は勤務を継続させ、約1週間後史典さんは自殺した。